

平成30年10月16日

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」について

1 条例の制定

「千葉市受動喫煙の防止に関する条例」は、平成30年9月19日に第3回定例会において全会一致で可決され、同月21日に公布された。今後、健康増進法の改正と合わせ、2020年4月1日に施行される。

2 改正後の健康増進法と条例の関係

改正後の健康増進法では、多数の人が利用する場所を第一種施設（下表①）と第二種施設（下表②及び③）に区分し、下表のとおり喫煙の可否を定め、喫煙できる場所や室を設ける施設には、標識の掲示及び20歳未満の者の立入り禁止を義務付けている。

条例では、従業員のいる既存の小規模飲食店は、第二種施設と同様の規制とするなどの独自基準を設ける。

<法と条例の整理表>

区分			改正後の健康増進法		条例		
			喫煙可否原則	例外	独自基準	内容	
場所	第一種施設	① 学校・病院・児童福祉施設等・行政機関 *	屋内	×		—	
			屋外	×	屋外で必要な措置がとられた場所は喫煙可	あり	国、県及び市の事務処理施設は屋外喫煙所設置不可（努力義務）
	第二種施設	② 飲食店（大規模or新規）、パチンコ店、ホテル（客室を除く）、劇場、理美容店、商業施設、体育館、事業所（職場）等 （①③以外の多数の人が利用する施設）	屋内	×	室の一部に下記を設置可 ・喫煙専用室（飲食不可） ・加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）	—	
	③ 既存特定飲食提供施設 （小規模※かつ既存の飲食店）	屋内	△	喫煙可能な旨を掲示すれば、室の全部または一部を喫煙可能室（飲食可）にできる	あり	従業員雇用有の場合、②の施設と同様の規制（キャバレーやナイトクラブなどの風営法の店は当面の間は努力義務）	

区分	改正後の健康増進法		条例		
	喫煙可否原則	例外	独自基準	内容	
その他	喫煙できる場所への標識の掲示等 *	・喫煙できる場所への掲示を義務付け ・喫煙可能室又は加熱式たばこ専用喫煙室を設けた店は、広告・宣伝時にその旨を記載しなければならない（義務・罰則なし）	—		
	喫煙できる室への20歳未満の立ち入り	施設の管理権原者は、客、従業員とも20歳未満を立ち入らせてはならない（義務・罰則なし）	あり	保護者は、その監護する未成年者に受動喫煙を生じさせないように努めなければならない（努力義務）	
	罰則の適用（過料）	立ち入り検査の拒否（最大20万円）*			条例違反の疑いに係る立ち入り検査の拒否（最大2万円）
		喫煙禁止場所における喫煙（最大30万円）*			—
		喫煙器具、設備等の設置（最大50万円）*			—
紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等（最大50万円）				—	
	—			従業員がいるにも関わらず喫煙可能室設置（最大5万円）	

※小規模とは、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下をいう。

2020年4月1日全面施行予定（*①に関する規制は2019年度中に施行予定）

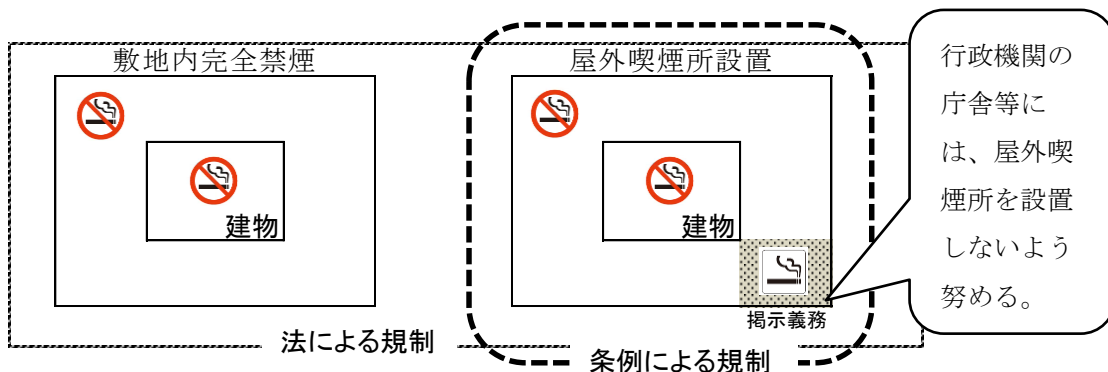
※たばこの対面販売など一定の要件を満たした喫煙を目的とする施設の喫煙目的室では喫煙可

3 条例の内容

(1) 条例で規定する独自基準

ア 行政機関の責務【努力義務】

国、県及び市の事務処理を行う庁舎等（本庁、区役所等）は、行政手続き等を行う市民にとって他施設を選択することができず、また、行政は民間施設の模範となるべき立場であることに鑑み、屋外であっても喫煙可能な場所を設置しないよう努める。

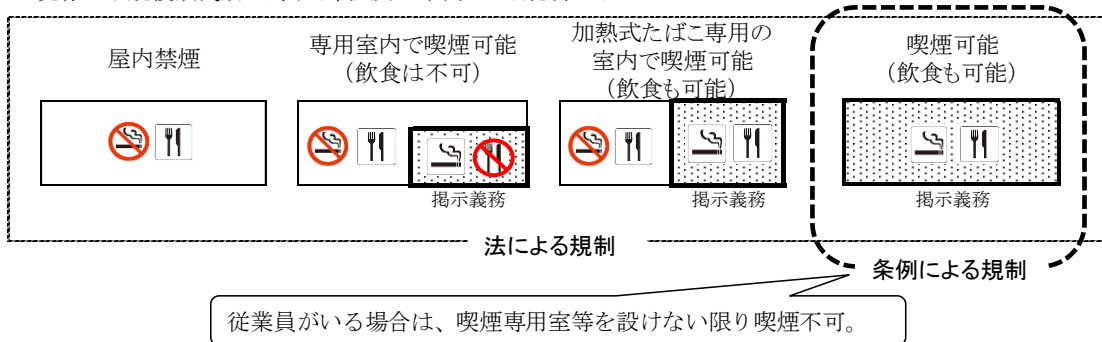


イ 飲食店への規制強化【段階的に規制を強化】

(ア) 受動喫煙にさらされる従業員の健康を守るため、従業員がいる既存特定飲食提供施設は、喫煙専用室（飲食不可）又は加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可）を設けない限り喫煙不可とし、これに違反した場合は5万円以下の過料を科す。

ただし、社会通念を踏まえた現実に即した対応として、キャバレーやナイトクラブなど風俗営業法の接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業に該当する施設は、経過措置として当面は努力義務とし、それ以外の飲食店での禁煙が浸透するなどの段階で、規制を強化する。

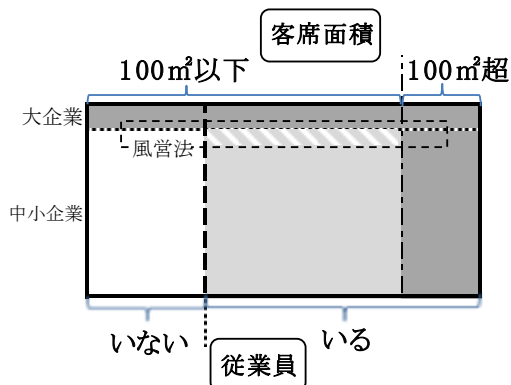
<既存の小規模飲食店に対する、法及び条例による規制のイメージ>



<業種別整理表>

業種等		改正後の健康増進法		条例	
		規制対象	経過措置	規制対象	努力義務 (経過措置)
①新規 (2020年4月以降に開業する店) ②大規模 (客席面積100㎡超の店又は 資本金5千万円超の店)		業種に 関わらず	○	上乗せなし	
既存 かつ 小規模	従業員あり			○	○
	従業員あり	○			
	従業員あり		○		
	従業員あり		○		
従業員なし (業種に関わらず)				上乗せなし	

<飲食店規制のイメージ>



喫煙不可となる市内飲食店の推計：約70%※

※風俗営業法に該当する施設を除くと約66%
(風俗営業法第2条第1項第1号～第3号、同条第11項の営業の用に供する施設)

(イ) 従業員の定義は、労働基準法上の労働者とし、受動喫煙について自己決定することが困難な者を保護の対象とする。

飲食店で働く者の主な例		従業員への該当
同居親族以外の者	正社員	○
	契約社員（有期労働契約）	○
	アルバイト（パートタイム）	○
	派遣労働者	○
	業務委託（請負）契約（法人：(例) 本庁食堂）	○
	業務委託（請負）契約者（個人）	×
	別居の親族（雇用契約、使用従属関係あり）	○
	別居の親族（雇用契約、使用従属関係なし）	×
同居親族のみを使用する事業（雇用契約の有無に関わらず）		×

ウ 未成年者の保護強化【努力義務】

自ら受動喫煙を避けることが困難な未成年者を守るため、保護者は監護する未成年者に受動喫煙を生じさせないように努める。

(2) 罰則

ア 既存の小規模飲食店において、従業員がいるにも関わらず、その店内を喫煙可能とした場合

施設の管理権原者に対し、勧告、公表、命令をし、従わない場合には5万円以下の過料を科す。

イ 上記アの違反が疑われる場合等に、職員の調査を拒否し、又は虚偽の回答をした場合施設の管理権原者又は関係者に対し、2万円以下の過料を科す。

(3) 今後のスケジュール

平成30年度	周知啓発及び飲食店支援策の検討、一部開始
(2018年度)	(国の政省令公布後) 指導ガイドラインの作成・公表
平成31年度	周知啓発及び飲食店支援策の実施
(2019年度)	
平成32年4月1日	法の全面施行と同時に条例を施行
(2020年)	